

平成15年4月定例会会議録

1 日時

平成15年4月17日(木) 開会 午後2時00分
閉会 午後4時15分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 高木 恒雄
委員長職務代理者 村瀬 光一
委員 砂田 清子
委員 数野 美つ子
教育長 落合 護

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎
管理部長 平川 道雄
学校教育部長 坂口 和治
生涯学習部次長 阿部 忠弘
管理部参事兼総務課長 瀬上 清司
管理部参事兼財務課長 松本 秀男
学校教育部参事兼学務課長 加藤 嘉美
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修
施設課長 木村 和弘
指導課長 西崎 勝則
保健体育課長 山岸 信和
社会教育課長 河野辺 則夫
文化課長 市原 悟
青少年課長 福地 幹夫
青少年センター所長 加藤 廣行
市民文化創造館長 南部 擁司

5 議題等

報告第2号 船橋市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則について

報告第3号 職員の任免について

報告第4号 県費負担教職員の任免に関する内申について

報告第5号 職員の任免について

議案第18号 「平成13年度市立船橋高等学校推薦入学選抜方法及び選考基準非公開に対する不服申し立てについて」の決定について

議案第19号 船橋市社会教育委員の委嘱について

議案第20号 船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第21号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

その他 (1) 情緒障害通級指導教室開設について

(2) 市民文化創造館の業務開始について

(3) 船橋市立学校等将来計画検討協議会からの答申の取扱いについて

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後2時

ただいまから教育委員会4月定例会を開催いたします。

前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【全委員】

承認します。

【委員長】

では、議事に入りますが、議案第18号、第19号、第20号、第21号は異議申し立てに関する案件、人事に関する案件ですので、審議は非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

では、議案第18号、第19号、第20号、第21号は船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により、審議は非公開といたします。

それでは、議事に入ります。臨時代理の報告からさせていただきます。

報告第2号「船橋市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則について」総務課、報告願います。

【総務課長】

報告第2号についてご報告をさせていただきます。

船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定による教育長の臨時代理により、教育委員会組織規則等の一部を改正する規則を制定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

できます。

この制定の理由でございますけれども、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴いまして、規定の整備を図ったものでございます。この給与に関する条例の一部を改正する条例の制定理由でございますけれども、これは人事管理の必要上、現業職の職場における指導監督的な立場の職を設置し、そして業務能力の向上と効率化を図るために制定をしたものでございます。

内容でございますが、従来の業務員の給料表、これは1級から4級までございました。これを上位の職、5級を新設したものでございます。このことに伴いまして、教育委員会所属の業務員に5級職に相当する主査技能員、主査技労員、主査事務員の職を新たに設置するというものでございます。

なお、業務員の規定は教育委員会組織規則、それから小学校及び中学校管理規則、高等学校管理規則、養護学校管理規則の4つの規則に規定をされておりますが、これらの改正を1つの規則、船橋市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則で改正をしたものでございます。資料といたしまして、新旧対照表をそれぞれ掲載してございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいまの報告について、何かご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、続きまして報告第3号「職員の任免について」総務課、報告をお願いします。

【総務課長】

報告第3号の「職員の任免」につきましてご報告申し上げます。

船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の臨時代理によりまして、職員の任免につきまして、資料に記載のとおり決定をいたしましたものでございます。ご報告申し上げます。

以上でございます。

【委員長】

何かご意見ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告第4号「県費負担教職員の任免に関する内申について」学務課、報告をお願いします。

【学務課長】

それでは、報告第4号、校長及び教頭の任免に関する内申についてご報告いたします。

船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定によりまして、臨時代理により、校

長及び教頭の任免に関する内申について、お手元の資料のように決定したものでございます。

以上、ご報告いたします。

【委員長】

何かご意見ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

報告第5号「職員の任免について」学務課、報告願います。

【学務課長】

報告第5号でございます。「職員の任免」ですが、これにつきましては、市立船橋高等学校の教頭の任免の内容でございます。これにつきましても、教育長の臨時代理で決定させていただきました。

以上でございます。

【委員長】

ご意見、ご質問ございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案を審議いたします。

議案第18号「『平成13年度市立船橋高等学校推薦入学選抜方法及び選考基準非公開に対する不服申し立てについて』の決定について」は、学務課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第19号「船橋市社会教育委員の委嘱について」社会教育課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第20号「船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について」社会教育課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第21号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」青少年センター所長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、その他の報告をしていただきます。「情緒障害通級指導教室開設について」指導課、説明願います。

【指導課長】

本年4月1日、船橋小学校に開設いたしました情緒障害の通級指導についてご説明申し

上げます。お手元の資料に基づいてご説明申し上げます。

設置目的につきましては、市内小学校におきまして、通常の学級で教育を受ける能力を持ちながらも、何らかの理由で学業不振を起こしている児童、いわゆるLDと称されております学習障害児、多動等、行動上の問題で学級不適応を起こしております児童、いわゆるADHDと称されております注意欠陥多動性障害児童及び対人関係がうまく営めず集団不適応を起こしております児童、いわゆる高機能自閉症やアスペルガー症候群などの障害を持つ児童が、通常の学級の学習や活動に適応できるための必要な支援を行うために開設したものでございます。したがって、既に特殊学級に在籍している児童、特殊学級での指導が望ましい児童、あるいは言語の通級指導の対象となっている児童につきましては、原則として対象としておりません。

指導の形態といたしましては、週に1～2回、保護者の付き添いによる通級指導を基本といたしまして、3点ございますけれども、それらを目指して小集団指導や個別指導を行うこととしております。

また、指導者が必要に応じまして児童の在籍する学校に赴き、児童の授業や集団活動への参加の補助や学校や学級担任としての指導のあり方に関するアドバイス等の援助も行ってまいります。

続きまして、通級指導の対象となる児童の決定につきましては、医師の診断により保護者が同意し、市の就学指導委員会の答申に基づいて決定いたします。その後、校長により所定の手続を経て、実際の指導に入るようにしております。

なお、指導に当たります教職員は、本務教諭1名、県教育委員会から派遣されました非常勤の指導コーディネーター2名、計3名で指導を行うことになっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

【委員長】

ご質問ございますか。

【委員】

こういう問題を抱えている児童というのは増える傾向にありますか。現在、船橋市でそういう処置や、対応が必要な生徒、児童数はどのくらいになると思われておりますでしょうか。

【指導課長】

ただいまのご質問でございますが、現在、確かな数値というのはございませんけれども、通常の学級に在籍する児童生徒のおよそ6%程度がこういった障害を持っている数になるのではないかと推測されております。

なお、本市におきまして、現在、その対象となっております児童数でございますが、既に保護者並びに校長からの希望がある児童数が現在9名おります。また、今後、指導に入るということで、候補者として挙げられております児童が7名おります。したがって、現在のところ、16名でスタートするといったようなことで考えております。

【委員】

ここに医師の診断書が必要であるという1項もありますけれども、多動性というのを、通常の学校業務の中で、この児童は明らかにそういう指導が必要であるという判断に至る流れというのでしょうか、もちろん保護者からの申し出もあろうかと思いますが、学校サイドでもそういう見きわめということをしているわけだと思いますが、どのような流れで指導が必要であるというところに行くのでしょうか。

【指導課長】

ただいまのご質問でございますが、当然のことながら、学校としては指導に困難を来しているという状況が見られました場合には、船橋小学校に設置されました指導者とも連絡、相談を密にいたしまして、検査等を行い、そしてその状況を確認しながら対応を進める考えでおります。また、当然、医師の診断書も必要になりますので、そういった医師への受診の勧めにつきましても学校、指導課、そして通級指導教室の指導者との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

【委員】

一種の病気だと思いますが、その病気の子供を救って、一般社会に溶け込ませよう、一般学校に溶け込ませようということはすごくいいことですが、船橋小学校1校だけでは不便性もあると思うのですが、これは永続して分けていくつもりでございますか。

【指導課長】

ただいまご質問ございましたけれども、こういった通級指導教室の開設につきましては、今後とも地域等を考慮しながら、相談しながら開設に当たっていくことが必要ではないかというふうに考えておりますが、とりわけ現在急務として考えておりますのは、市内の小学校、中学校におきまして、そういった対象と思われるような児童生徒の実態把握であるとか、校内におきまして担任の相談にこたえる、一種のコーディネーターと申しましようか、そういったような人材の育成を図ること、また、そのための校内体制の確立が急務であるかというふうに考えております。そういったことで、今後取り組んでまいりたいと考えております。

【委員】

今議論しているのは、小学校1年生から6年生というようになっておりますけれども、中学へ入りましたらどのようなようになるのでしょうか。

【指導課長】

学年が進行するにつれまして、むしろ障害ということよりも2次的な現象といたしまして無気力であるとか、不登校であるとか、あるいは反抗的な行動をとるような行為障害と呼ばれるような行動に発展するケースが多いように受けとめております。したがって、現状といたしましては、そのような状況の中で市の総合教育センターですとか、あるいは青少年センター、または市の適応指導教室、そういった機関の相談に現在行っているといったような傾向にあるように受けとめております。

【委員】

相談に行って、どういう対応をするわけですか。

【指導課長】

今申し上げましたように、2次的な問題として発展する状況でございますので、個別の相談、あるいは小集団を取り入れました相談活動、カウンセリングなどを通して、2次的なところでの克服といえましょうか、そういったようなことで現在3カ所で対応しているところでございます。

【委員】

小学校のときにいろいろのケアをしても改善しなくて、そのまま中学へ上がりますよね。中学へ入りまして、ある程度ケアをするけれども、これは普通の学校の中です。特別な学校とか教室を設けてやるわけではないということですか。

【指導課長】

通常の学級の中で、そういった問題行動等、2次的なものの発生した者につきましては、当然のことながら、学校として指導しているところでございます。したがって、ここで強調したいことは、早い段階からの対応が必要であるといったようなことで、特に小学校に設置させていただいているところでございます。

【委員】

中学の段階になって、まだそういう問題が残っている場合は、もう担当の先生方は葛藤しているだけなんですね。

【指導課長】

先ほど触れましたけれども、市の総合教育センターの相談部、青少年センターの相談部、あるいは市の適応指導教室、そういったような相談機関並びに適応指導機関で学校との連携を図りながら指導に当たっているところでございます。

【委員】

わかりました。

【委員長】

これは県内では何箇所ぐらいやっていますか。

【指導課長】

県内では船橋小学校を入れまして6カ所でございます。

【委員長】

全国的にはどの程度の成果が上がっていますか。まだ始まったばかりですか。

【指導課長】

通級指導教室自体につきましては、平成5年度から制度化されておりますけれども、情緒障害につきましては、つい最近のことで、そういったデータについては、まだ未収集の状況でございます。これらにつきましては、追ってまたご報告申し上げたいと思います。

【委員長】

非常に期待しております。

他にご質問はございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、次の報告に移ります。「船橋市民文化創造館の業務開始について」市民文化創造館、説明願います。

【市民文化創造館長】

本日、南口再開発ビルのフェイスに商業ゾーンがオープンいたしました。フェイスビルの5階、6階が公共公益ゾーンになっておりまして、同じく5階に開設いたします船橋駅前総合窓口センター、市民活動サポートセンター、消費生活センター、市民文化創造館、ともに4月21日月曜日9時から業務を開始いたします。創造館は、その後、26日土曜日、27日日曜日に利用説明会を開催いたしまして、施設利用は5月6日からご利用いただけるようになっております。

続きまして、創造館の事業でございますけれども、本年度は21事業30回ほどの事業展開を予定させていただいております。そのうちオープン記念行事といたしまして、ご案内のとおり6月21日からの坂田美子薩摩琵琶スーパーユニット ビカムから9月のピアソラ タンゴまで7事業8公演を予定しております。創造館の事業につきましては、お客様がチケットをご負担いただいで行なう公演事業と、それ以外の文化振興事業の2つございます。今回は公演事業といたしましてオープン記念事業をご案内させていただきました。

なお、秋からでございますけれども、文化課の方で毎月第3水曜日に開催しておりますロビーコンサート、これはお昼にということですが、文化創造館では10月から、毎月第3木曜日夜7時と8時、「お仕事帰りにお疲れさま ちょっと寄り道無料ライブ」ということで、新しいバージョンで開催をする予定になっております。また、青少年のための文化芸術活動の体験を大切にしていこうという観点から、夏休みを中心に青少年のためのワークショップを開催する予定です。

以上でございます。

【委員長】

何かありますか。

【委員】

いよいよオープンでうれしいのですが、記念事業のメニューを見せていただいて、今まで船橋では見られなかった内容で、多分、市民の方々も、驚きと期待を持って見てくださるのではないかなという感じが、まずいたしました。

質問ですが、オープニングは公演事業、それから当然、文化振興、または青少年のための文化の理解度を深めるというような事業もやっていくわけなんですけど、大体どのぐらいのバランスシートでお考えになってますか。それから、これは3,500円で全席満員御

礼になると、当初の公演事業は出演料と合わせて貸借対照で多分とんとんなんだと思うんですけど、そのあたりもちよっとお聞かせ願えますでしょうか。

【市民文化創造館長】

バランスシートの件でございますけれども、公演事業に関しましては、これは基金で進めていく。文化振興事業については歳出予算の中で進める。公演事業につきましては、私どもの方ではキャパシティーがないので大変厳しい、それに、なおかついい企画をとということで、そこら辺を大変苦勞いたしました。本年度の概算でございますけれども、全体として約880万円ぐらいの予算で進められ、約9割の集客を見込んでおります。事業を進めていく上で、公演料のほかに音響・照明等の仕込み関係の予算等もかかってきますので、これは最終的に清算してみないとわかりませんが、今の概算ですと、このような見込みでバランスシートを考えています。そういう意味では、メジャーになる前の若いアーティストを見つけてきて、船橋で発信することによりまして、公演料も大変安く済みますので、情報収集活動にかなりきめ細かく対応しなければならないと思っております。

それから、音楽や演劇等の各分野の方々にアドバイザーになっていただいて、運営の情報提供をいただきながら運営していくというスタイルを芸術アドバイザー制度といたしまして県内で初めて進めていきます。全国では約2,400のホールがあるということですが、公立文化施設協会の調べによりますと、公共ホールの中で、そういう専門的な芸術監督制でありますとか、芸術アドバイザー制でありますとかは、今のところ22カ所ございます。ある意味では文化ホールともいろいろと連絡調整をしながら進めていきたいと考えております。

【委員】

その芸術アドバイザー制度でどういう人選をするかということを含めて期待をいたしません。

それともう1つ、船橋市の子供たち、例えば演劇にしても、音楽にしても、実績がある子供たち、学校といいましょうか、たくさんあるわけですし、そういう船橋の子供たちに本物の板の上に立たせてライトを浴びるという経験も、ぜひこの場でチャンスをつくってもらいたいというふうに希望いたします。

【委員長】

全体のことについて、何か文化課長、補足ございますか。

【文化課長】

先ほど話が出ましたけれども、子供たちの千人の音楽祭ということで現在やっておりますが、創造館もできましたので、文化ホールと私どもは話をしながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【委員長】

よろしいですか。

【委員】

期待しております。

【委員長】

それでは、ここで一たん休憩をとりまして、船橋市立学校等将来計画検討協議会の答申についての取り扱いについて皆さんでお話し合いをしたいと思いますのですが、よろしいですか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

それでは、ここでいったん休憩に入ります。

(休憩)

【委員長】

それでは、教育委員会会議を再開いたします。

前回の定例会におきまして、船橋市立学校等将来計画検討協議会からの答申を受けたところでございますが、当該答申を尊重して、今後の教育施策に反映させることを確認することによってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

本日、予定していましたが議案等の審議は終了いたしました。各委員より何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、これで教育委員会4月定例会を閉会いたします。

【委員長】

閉会宣言 16時15分